

はつかいち未来ビジョン 2035 前期基本計画（素案） （廿日市市総合計画）

令和 7 年 4 月 22 日時点

2025（令和 7）年 4 月
廿日市市

目 次

第3部 前期基本計画	1
1 基本計画の概要	2
2 人口の将来展望	3
3 財政運営の基本的な考え方	4
4 行政経営方針	6
5 SDGs の一体的な推進.....	10
6 施策体系.....	14
7 戦略的事業.....	16
8 分野別計画	17
1 子育て・教育	18
2 健康・福祉	24
3 安全・安心.....	32
4 産業.....	40
5 生涯学習・スポーツ・文化	46
6 都市基盤.....	54
7 環境.....	62
8 地域づくり・人権・多文化共生.....	66
9 行財政運営の推進.....	73

第 3 部 前期基本計画

1 基本計画の概要

(1) 計画の目的

基本構想では、まちづくりの基本理念を「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」とするとともに、将来像を「安心に包まれ ワクワクが広がる 未来への挑戦を楽しむまち つなぎ つながり とともに歩む」と定め、この実現に向けた4つの考え方と、8分野の目指す姿を位置付けました。

基本計画は、基本構想の実現に向けた施策の方針等を示すものです。

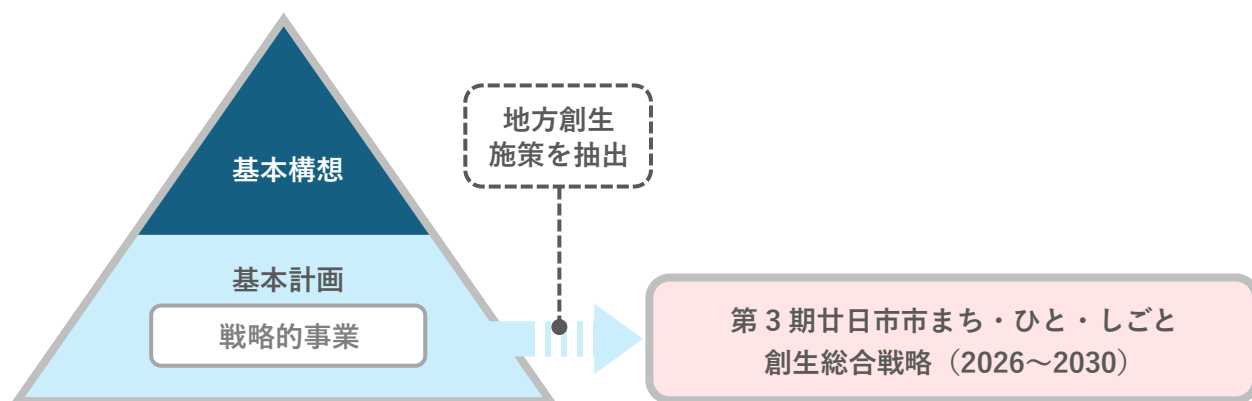
【まちづくりの基本理念】

市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり

【将来像】

安心に包まれ ワクワクが広がる
未来への挑戦を楽しむまち
つなぎ つながり とともに歩む

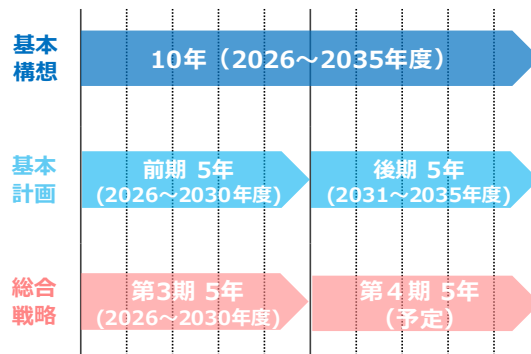
【計画の構成】



(2) 基本計画の計画期間

総合計画の計画期間は2026（令和8）年度～2035（令和17）年度の10年間としており、前半の5年間を前期基本計画、後半の5年間を後期基本計画の計画期間とします。

本計画は、2026（令和8）年度～2030（令和12）年度の前期基本計画を示すものです。



2 人口の将来展望

国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口（令和５年推計）をベースに、本市の独自推計を掲載します。

※令和７年７月以降に総合計画へ掲載予定

3 財政運営の基本的な考え方

次期中期財政運営方針の基本的な方針と財政目標を記載します。

※令和7年7月以降に総合計画へ掲載予定

（参考）中期財政運営方針（令和3年度～令和7年度）

- ①財政運営上のリスクに対応し（備え）ます【財政調整基金残高 40億円以上】
- ②事業の選択と集中によるメリハリのある財政運営を行います【経常収支比率 95%以下】
- ③将来世代に過度な負担を残さない健全な財政運営を行います【将来負担比率 85%以下】

(財政運営の基本的な考え方：2 頁目)

4 行政経営方針

次期行政経営改革指針の行政経営のあるべき姿、職員が大切にする視点、総合計画の運用（PDCA サイクル）などについて記載します。

※令和 7 年 7 月以降に総合計画へ掲載予定

（参考）行政経営改革指針（令和 3 年度～令和 7 年度）

【行政経営の共通理念】

すべては市民のために

【行政経営のあるべき姿】

信頼される行政経営、対話を重視する行政経営、協働による行政経営、効率的な行政経営、進化する行政経営

【職員が大切にする視点】

①現場起点 ②全体最適 ③成果重視

(行政経営方針：2 頁目)

(行政経営方針：3 頁目)

(行政経営方針：4 頁目)

5 SDGs の一体的な推進

SDGs の概要と本市のまちづくりとの関係性

「SDGs（持続可能な開発目標）」とは、2015（平成 27）年の国連サミットにおいて採択された、2030（令和 12）年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。

SDGs は、『「誰一人取り残さない」、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』を理念として掲げています。この理念は、本市が掲げる基本理念「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」にも、密接につながるものと考えます。

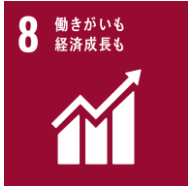
このことから、総合計画に位置付ける各施策と SDGs で掲げる国際目標との一体的な推進を図ることで、「市民一人ひとりがともに幸せに暮らせるまちづくり」を一層推進していきます。

SDGs のゴールと施策推進の考え方

SDGs の国際目標は 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。本計画では、基本計画に位置付ける施策方針に、SDGs が目指す 17 のゴールを関連付け、本市の施策と SDGs を一体的に推進していきます。

なお、国際的な地方自治体の連合組織である UCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGs のゴールに対する地方自治体の果たし得る役割を、以下のとおり整理しています。

目 標		自治体行政の果たし得る役割
	目標 1 貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	目標 2 飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	目標 3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	目標 4 質の高い教育をみんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	目標 5 ジェンダー平等を実現しよう	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。

目 標		自治体行政の果たし得る役割
 6 安全な水とトイレを世界中に	目標 6 安全な水とトイレを世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
 8 働きがいも経済成長も	目標 8 働きがいも経済成長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 10 人や国の不平等をなくそう	目標 10 人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 11 住み続けられるまちづくりを	目標 11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 12 つくる責任 つかう責任	目標 12 つくる責任 つかう責任	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 13 気候変動に具体的な対策を	目標 13 気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 14 海の豊かさを守ろう	目標 14 海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

目 標		自治体行政の果たし得る役割
	目標 15 陸の豊かさを守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が必要な役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
	目標 16 平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
	目標 17 パートナーシップで目標を達成しよう	自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO などの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

出典：私たちのまちにとっての SDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－
（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

6 施策体系



施策方針

行財政運営の取組

1-1 こども・子育て支援

1-2 学校教育の充実

2-1 つながりで支える地域福祉

2-2 障がい者（児）福祉の充実

2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実

2-4 健康づくりの推進

3-1 防災・減災対策の充実

3-2 消防・救急体制の充実

3-3 暮らしの安全の確保

4-1 商工業の振興

4-2 観光の振興

4-3 農林水産業の振興

5-1 生涯学習の推進

5-2 スポーツ・文化芸術の振興

5-3 歴史や伝統文化の継承

6-1 拠点性を高めるまちづくりの推進

6-2 地域公共交通ネットワークの構築

6-3 住環境の整備促進

6-4 道路ネットワークの構築

6-5 上下水道の整備

7-1 自然と人が共生する社会の構築

7-2 循環型社会の構築

8-1 地域づくりの推進

8-2 人権・男女共同参画の推進

8-3 多文化共生・国際交流の推進

7 戦略的事業

基本構想の実現に向けて、経営資源を重点配分する事業について記載します。

※令和 7 年 7 月以降に総合計画へ掲載予定

（参考）令和 7 年度戦略的事業

【テーマ事業】

- ①子育てしやすいまちづくり ②都市構造の再構築、コンパクトシティの形成
③ゼロカーボンシティの推進 ④持続可能な観光地域づくり ⑤スポーツを核としたまちづくり
⑥持続可能な中山間地域への対応 ⑦DX の推進 ⑧戦後 80 年非核平和事業

【主要事業】

- ①新機能都市開発推進事業 ②未来物流産業団地造成事業 ③（仮称）郡塚地区産業用地造成事業
④シビックコア地区整備事業 ⑤宮島口地区整備事業 ⑥宮島歴史民俗資料館整備事業
⑦重層的支援体制整備事業 ⑧公園整備事業（佐伯総合スポーツ公園）⑨小・中学校リニューアル事業

8 分野別計画

各分野の施策方針と施策の内容を記載します。

素案では、「施策方針」、「施策の目的」、「課題」、「施策の進捗状況を確認する指標（いわゆる成果指標）」、「主な関連計画」について記載します。

※基本事業を含む、分野別計画の最終的な構成は、令和7年7月以降に総合計画へ掲載予定

【分野別計画の記載項目】

(1) 施策方針

大まかな施策の方針（子育て支援の充実、地域公共交通ネットワークの構築など）

(2) 施策の目的

施策の対象と状態（誰を・何を、どういう状態にしたいか）

(3) 関連する SDGs

(4) 課題

目的を達成するために取り組むこと

(5) 基本事業

主な取組の内容

(6) 施策の進捗状況を確認する指標

(7) 主な関連計画

1 子育て・教育

2035（令和 17）年度に目指す姿

みんなで子育てを支え、こどもの成長に喜びを感じられるまち

- こどもが幸せに育っています。
- 保護者が子育てに伴う喜びを感じています。

こどもが心身ともに健やかに成長し、自らの可能性を信じてチャレンジ・自己実現できるまち

- こどもが自らの可能性を信じて未来に向けて挑戦しています。

施策方針

1 - 1

こども・子育て支援

施策方針

1 - 2

学校教育の充実

基本事業 1-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 1-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 1-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 1-2-2 ○○○○○○○○○○○



施策方針 1-1 こども・子育て支援

施策 の目的

- こども（未就学児）が家庭や保育所等で楽しく過ごしている。
- こども（小学生～18歳）が自分の居場所があると思っている。
- 保護者が安心して子育てができている。
- 地域社会や企業が子育てに協力している。
- 若者（概ね18歳～30歳未満）が自分の将来について明るい希望がある。

課題

[安全・安心で質の高い保育環境やこどもの居場所づくりが必要]

- 安全・安心な保育環境を整備するため、計画的な修繕、改修による保育施設の機能維持が必要です。
- ICT技術の活用や幼保小の連携強化などにより、持続可能で質の高い教育・保育サービスの提供が必要です。
- 保育士の能力向上のため、専門性を高める研修や公立園・私立園の連携による横断的な研修実施が必要です。
- こどもの発達や個々の特性、家庭環境に合わせたきめ細やかな支援が必要です。
- 多様なこどもの居場所や遊び場の確保、体験活動の充実が必要です。

[子育てへの不安や悩み、ニーズに対応した支援が必要]

- 保育士の配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」実施に向けた対応、及び年度途中の待機児童を生じさせないために、保育に関わる人材の確保が必要です。
- 留守家庭児童会の入会希望者が増えており、それに対応する受け皿の確保が必要です。
- 子育てに伴う経済的負担が理想のこどもの数を持てない大きな理由の一つとなっており、国の施策と協調することを含め、その軽減が求められています。
- 妊娠期から子育て期において、相談する人がおらず、孤立している保護者への支援が必要です。

[まち全体で子育てを支援する意識の醸成が必要]

- 家庭内でパートナー同士が協力しあって家事・育児に取り組む『共育て』の意識を醸成する必要があります。
- 共育てを地域住民、職場など地域全体で応援する環境が必要です。

[若者が希望を持って将来を描くための支援が必要]

- 若者が子育てに関してポジティブなイメージを抱き、将来の展望を描けるよう総合的な支援を行う必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
「自分のこども（未就学児）が、生活や遊びを通じて、楽しく過ごしている」と回答した保護者の割合	乳幼児期のこどもにとって、遊ぶことは学ぶことにつながります。こどもたちが、自分の好きな遊びや豊かな体験を通じ、楽しく過ごすことにより、学ぶ力が培われ、生涯にわたるウェルビーイングの土台をつくることを目指す。
「安心できる場所が1つ以上ある」と回答したこどもの割合	こども（小学生～18歳）の居場所や遊び場所等の充実により、こどもが安心できる場所がある環境づくりを推進する。
「子育てしやすいまちである」と感じている18歳以下のこどもを持つ市民の割合	保護者が社会から孤立することなく、市全体でサポートすることで、本市で子育てしやすいと実感できる環境づくりを推進する。
子育てと仕事を両立することができた市民の割合	子育てと仕事の両立を実現することにより、こどもと向き合う時間の増加や、子育てに関する喜びを感じる機会の増加を図る。
自分の将来について明るい希望があると感じている市民（若者）の割合	若者が希望を持って将来を描くための支援を推進し、「自分の将来について明るい希望がある」と感じる若者の増加を図る。
主な関連計画	
● 第3期子ども・子育て支援事業計画 ● こども計画（仮称）	



施策方針 1-2 学校教育の充実

施策

の目的

- 児童生徒の生きる力を育むことができる。
- 児童生徒が安全・安心な学校生活を送ることができる。

課題

[質の高い学校教育の推進]

- 自分のペースや学び方に合わせて、粘り強く学びを進める力や、ICTを適切に活用し、社会の一員として責任をもって行動する力を育成する必要があります。
- グローバル化が一層進む社会において、異なる文化をもつ人々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする意欲をさらに向上させる必要があります。
- 教職員の負担軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を十分に確保する必要があります。
- 一定の規模が確保できない学校については、学習活動への影響を防ぐため、保護者や地域住民などと一緒に学校規模の適正化に取り組む必要があります。

[地域とともにある学校づくり]

- 学校運営協議会の充実を図り、地域学校協働本部との一体的な推進により、地域で児童生徒を育てる取組を進める必要があります。
- 中学校の部活動について、活動の継続性の確保、選択肢の拡大などの観点から、地域展開に向けて取り組む必要があります。

[安全・安心な学校教育環境の充実]

- 障がいのある児童生徒や外国籍の児童生徒の個性を尊重した学びの環境を整える必要があります。
- 児童生徒が安心して楽しく通うことができる魅力的な学校づくりと、複雑化、多様化する児童生徒のニーズに応じた支援や居場所づくりを進める必要があります。
- 学校施設については、安全・安心で質の高い教育環境を確保するため、校舎等の長寿命化などに取り組む必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
課題の解決に向けて自分で考え自分で取り組む児童生徒の割合	課題を見つけ、主体的に取り組む力、目標設定、自己実現に必要な学力を獲得する能力の向上により、自らの可能性を信じることと挑戦、生きる力の醸成につなげる。
学校に行くのは楽しいと思う児童生徒の割合	安心して学習したり、教員や友達とのかかわりを深めたりすることを通して学校に自分に合った居場所があることを実感させ、児童生徒に「学校に行くのは楽しい」という思いをもたせる。

小・中学校長寿命化実施率	校舎等の長寿命化を計画に基づき実施することにより、児童生徒の安全・安心を確保し、安定的な学習環境の提供を実現する。
主な関連計画 ● 第3期教育大綱 ● 第4期教育振興基本計画 ● 第3期子ども・子育て支援事業計画 ● こども計画（仮称）	

2 健康・福祉

2035（令和 17）年度に目指す姿

つながり、支え合い、笑顔で暮らせるまち

- 個人の意思が尊重され、住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らしています。
- 市民が健康でいきいきと自立した生活ができています。

施策方針

2 - 1

つながりで支える地域福祉

施策方針

2 - 2

障がい者（児）福祉の充実

施策方針

2 - 3

高齢者福祉・介護サービスの充実

施策方針

2 - 4

健康づくりの推進

基本事業 2-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-3-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-4-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 2-4-2 ○○○○○○○○○○○

[関連 SDGs]



施策方針 2-1 つながりで支える地域福祉

施策 の目的

- 多様な生き方や価値観を尊重しながら、人と人がつながる幸せを感じられる地域をつくる。

課題

[誰もがつながり、必要な支援にアクセスできる仕組みが必要]

- 人とのつながりが希薄化し、孤独・孤立状態に陥りやすいため、地域のつながりを促進する必要があります。
- 困難な状況にありながら支援を求めない人や相談に来ることができない人がいるため、アウトリーチ支援の充実や支援が行き届きやすい仕組みづくりが必要です。
- 市の取組や相談窓口の認知度が低く、必要な支援につながりにくいいため、情報発信の強化や支援制度の周知が必要です。

[地域のつながりと相談支援を一体的に進める仕組みが必要]

- 地域の担い手不足が一層深刻化すると予測されるため、担い手の育成や確保が必要です。
- 多様な地域資源を活用するため、福祉以外の分野との連携を強化する必要があります。
- 相談支援機関が連携して支援を進めるため、情報共有の仕組みを構築する必要があります。
- こども、障がい、高齢等の複雑な課題を抱える家庭への、分野を超えた切れ目のない相談体制の充実が必要とされています。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
困ったときに相談できる場所があると感じる市民の割合	相談できる場所の認知度向上により、孤独・孤立の解消を推進する。

主な関連計画

- 地域福祉計画



施策方針 2-2 障がい者（児）福祉の充実

施策の目的

- 障がいのある人がそれぞれの状況に応じた障害福祉サービスを受けつつ、地域で自立して生活できている。
- 障害のあるなしにかかわらず、お互いを尊重し合える市民意識が醸成されている。

課題

〔障がい者福祉の充実や体制の整備が必要〕

- 障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、障害福祉サービスの充実と周知を進める必要があります。
- 地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制を整備する必要があります。
- 障がいのある人やその家族が安心して生活できるよう、計画相談支援事業所などの関係機関が連携し、相談支援体制を強化する必要があります。

〔障がいのある人に対する知識・相互理解の醸成が必要〕

- すべての人が互いに尊重し、共生できる差別のない社会を実現するため、障がいや障がいのある人に対する理解を深める啓発活動に取り組む必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
相談支援事業の利用者数	相談支援事業を利用する人が増えることにより、社会的孤立やサービスにつながらない人が減少することにつながる。
日常生活において差別や偏見、疎外感を感じたことがある障がいのある人の割合	「よく感じる」「ときどき感じる」と回答する人が減少することで障がいのある人安心して生活することにつながる。

主な関連計画

- 地域福祉計画
- 障がい者計画
- 障がい福祉計画・障がい児福祉計画



施策方針 2-3 高齢者福祉・介護サービスの充実

施策 の目的

- 高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活し続けることができる。

課題

[地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険サービスの安定的な提供]

- 少子高齢化の進展、特に 85 歳以上の高齢者の増加により、高齢者の単身世帯や認知症を発症する人などが増え、在宅生活を継続するための生活支援ニーズが多様化しています。そのため、医療と介護の連携強化、持続可能な介護サービス基盤の整備、インフォーマルサービスの活用など、包括的な支援体制を構築する必要があります。

[介護予防・健康づくりの推進]

- 要支援、要介護状態を予防し、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送るためには、市民の健康づくりや介護予防の取組の支援をより一層強化する必要があります。

[認知症施策の推進]

- 認知症の人の増加が見込まれる中、認知症の人は、健康や生活面での不安から社会参加や外出、交流の機会が減少する傾向があるため、認知症への正しい知識を普及し、地域全体で支え合える環境を整備する必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
安心して生活し続けられると感じる高齢者の割合	住み慣れた地域や、本人が望む場所で安心して暮らし続けられるまちづくりという理念に基づいた指標である。

主な関連計画

- 地域福祉計画
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- 認知症施策推進計画



施策方針 2-4 健康づくりの推進

施策 の目的

- 市民が健やかでいきいきと生活できる。

課題

[市民が取り組む健康づくりの支援]

- 野菜摂取や減塩などの栄養・食生活に関する健康づくりの行動が取れている市民が減少しているため、栄養バランスの良い食生活や減塩など生活習慣病予防と健康づくりのための食育を推進する必要があります。
- 運動習慣のある人の割合が男女とも低下しているため、運動習慣を身につける取組やその環境づくりが必要です。
- 心理的苦痛を感じている人の割合が増加しているため、睡眠・休養・こころの健康に関する啓発や相談しやすい環境づくりを推進する必要があります。
- なんでも噛んで食べることができる人の割合は年齢とともに低下する傾向があるため、ライフステージに応じた口腔の健康づくりを推進する必要があります。
- 後期高齢者が増加しているため、フレイルやロコモティブシンドロームの予防など高齢者の健康づくりを支援する必要があります。

[病気の予防・早期発見]

- メタボリックシンドローム該当者及び予備群が増加していることや、がん検診の受診率が低い状況にあることから、生活習慣病やがんの予防と早期発見のための取組が必要です。
- 感染症の流行が市民の健康や生活に大きな影響を与えるため、啓発や予防接種など国や県と連携した感染症対策に取り組む必要があります。

[健康づくりのための環境整備]

- 健康に関心が薄い人も含め、幅広い世代が健康づくりに取り組めるよう、健康づくりのための環境を整備する必要があります。

[安心して医療機関を受診できる環境づくりが必要]

- 医療資源の減少が見込まれるため、在宅での療養生活を支援するための医療と介護の連携が必要です。
- 市民が安心して生活できる医療体制を維持するため、関連団体等と引き続き連携する必要があります。
- へき地医療の維持に関しては、吉和地域の特殊性を踏まえ、地域において重要な役割を果たしている吉和診療所の安定的な運営に努める必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
健康寿命（再掲）	健康寿命の延伸を図ることで、健康でいきいきと自立した生活ができることを目指す。
健康づくりに取り組んでいる市民の割合	健康のために取り組んでいる望ましい生活習慣の項目数（または割合）を増加させることで、健康づくりの推進を図る。

かかりつけ医がいる市民の割合	かかりつけ医がいる市民を増やすことで、持続可能な地域医療と在宅支援の推進を図る。
主な関連計画 ● 健康増進計画「健康はつかいち21」・食育推進計画 ● 地域福祉計画 ● 国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画 ● 地域医療構想（ビジョン）	

3 安全・安心

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが安全に、安心して過ごせるまち

- 市民の生命や財産が、災害や犯罪、交通事故等の脅威から守られています。

施策方針

3 - 1

防災・減災対策の充実

施策方針

3 - 2

消防・救急体制の充実

施策方針

3 - 3

暮らしの安全の確保

基本事業 3-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 3-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 3-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 3-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 3-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 3-3-2 ○○○○○○○○○○○

[関連 SDGs]



施策方針 3-1 防災・減災対策の充実

施策 の目的

- 市民の防災意識が向上している。
- 地域の防災力が向上している。
- 行政の防災体制の充実や、地域強靱化計画に基づく強靱なまちづくりが進んでいる。

課題

[市民の防災に対する意識醸成が必要]

- 近年、本市では大きな災害が発生しておらず、地域によって災害に対する意識に差があるため、全ての住民に災害を「我がこと」として捉えてもらうことが必要です。
- 家庭での備蓄品の準備や、ハザードマップによる避難経路の確認など、事前の備えを促進するため、啓発が必要です。

[地域の防災力向上が必要]

- 幅広い年齢層へ防災訓練への参加を促す取り組みが必要です。
- 自主防災組織や防災士、防災アドバイザーなどの活動を促進するため、支援が必要です。
- 外国人などの要配慮者に周知啓発活動を行い、災害時の正しい避難行動を促進することが必要です。
- 個別避難計画を策定するなど、避難行動要支援者を適切に支援するための体制整備を進める必要があります。

[防災体制の整備・充実、地域強靱化計画に基づくまちづくりが必要]

- 防災に関する専門知識や、災害対応の経験を有する職員が少ないため、育成や確保が必要です。
- 防災行政無線屋外スピーカーの音声放送は、場所や気象条件によって住民が聞き取りにくいことがあるため、情報伝達のあり方について検討が必要です。
- 市単独での災害対応には限界があるため、民間事業者や関係機関との協定締結を進め、連携体制を構築する必要があります。
- 避難生活の環境を良好に保つため、避難所の設備や必要な物資等の整備・充実が必要です。
- 市民の生命・財産を守るため、地域強靱化計画に基づく強靱なまちづくりを進める必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
災害情報の入手手段を持っている市民の割合	災害情報の入手手段を持っている市民、備蓄している市民の割合により、災害時の行動や意識の指標とする。
家庭などで備蓄している市民の割合	

防災訓練などを実施している自主防災組織等の団体数	防災訓練や研修、講演会（出前トーク）などを実施する地域の自主防災組織等の団体数により、地域防災力の指標とする。
主な関連計画 ● 地域防災計画 ● 地域強靱化計画 ● 耐震改修促進計画	



施策方針 3-2 消防・救急体制の充実

施策 の目的

- 市民と市内事業者の防火意識や安全管理意識が向上している。
- 市民と市内事業者の災害対応力が向上している。
- 消防救急体制が強化され、消防職員、消防団員のあらゆる災害対応力が向上している。

課題

[市民や市内事業者の防火に対する意識の醸成が必要]

- 住宅火災による死者をなくすため、いざという時に正常に作動する住宅用火災警報器の普及を推進するとともに、大規模地震後に発生する通電火災をなくすため、感震ブレーカーの普及を図るなど、防火意識向上の啓発をする必要があります。
- 防火対象物や危険物施設等の適正な防火防災管理体制を強化するため、市内事業者に対し、消防関係法令の重要性を理解してもらう必要があります。

[市民と市内事業者の災害への対応力を高めることが必要]

- 事業所においては、防火管理者等を中心とした自衛消防能力を向上する必要があります。
- 幼少年期においても火災から自分の命を守れるよう「こども防火教育」を推進する必要があります。
- 地域防災の要である消防団が、地元コミュニティ等に対し、防災指導、啓発活動を推進していく必要があります。

[救急体制の充実が必要]

- いざという時のため、応急手当（心臓マッサージや AED の使用など）ができる市民を増やしていく必要があります。
- 本当に急を要する市民のところへ素早く救急車を到着させるため、救急車の適正利用を普及啓発する必要があります。
- 傷病者に最適な救急サービスを提供するため、病院前救護体制（救急隊員教育や医療機関との連携など）を充実させる必要があります。

[消防体制の充実が必要]

- 消防職員、消防団員の災害対応力を向上させるため、教育研修や訓練を更に充実させる必要があります。
- 複雑多様化する災害に対応するため、消防関連施設（消防庁舎、消防団車庫、消防通信指令システム、消防水利施設、消防訓練施設）や消防車、災害現場で使用する資機材などの維持管理や、計画的に整備する必要があります。
- 定年引上げに伴い、高齢期の消防職員が現場業務で活躍し続けられる体制を確保する必要があります。
- 地域防災のリーダーとなる消防団組織の活性化と年々減少する消防団員の入団促進を図るとともに、将来的に持続可能な組織体制を構築する必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
住宅火災及び事業所での火災による死者数	市民や事業者が、住宅火災及び事業所での火災への備えを充実させることで、「火災による死者数ゼロ」を目指す。
現場に居合わせた人が行った応急手当処置率	救急現場に居合わせた市民が十分な処置（心臓マッサージ等）を適切に行えるよう応急手当処置率の向上を図る。
災害活動中の公務災害件数	災害活動を行う消防職員、消防団員が、安全・確実・迅速な現場活動を構築することにより、「災害活動中の負傷者数ゼロ」を目指し、災害による被害の軽減を図る。
主な関連計画	
● 消防計画 ● 消防庁舎再編整備基本構想 ● 人材育成計画（消防職員編） ● 消防団組織再編基本計画	



施策方針 3-3 暮らしの安全の確保

施策 の目的

- 市民の交通安全意識が向上している。
- 市民が歩道を安心して通行できる。
- 市民の防犯意識が向上している。
- 市民が消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している。

課題

[交通安全等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実が必要]

- 高齢化や後継者不足により、交通安全やこどもの見守りなど地域活動の担い手の確保が困難なため、対応が必要です。
- 高齢ドライバーによる交通事故が増加しているため、出前トークなどによる高齢者を対象とした啓発活動や、運転免許の自主返納を促す支援が必要です。
- 自転車の交通ルールに関する理解や、ヘルメット着用、点検・整備、損害賠償保険加入などの浸透を図る必要があります。

[安心して通行できる道路環境の整備が必要]

- 歩行環境の改善のため、歩道などの段差解消や勾配の修正が必要です。
- 歩行者の安全を確保するため、カーブミラーや道路証明などの整備が必要です。
- 通学路において、地域 PTA・学校と連携し、防護柵や路面標示などの安全対策を行う必要があります。

[防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実が必要]

- 高齢化や後継者不足により、子どもの見守りなど防犯に関する地域活動の担い手の確保が困難なため、対応が必要です。
- 子どもや女性、高齢者をはじめとする地域住民の安全・安心を守るため、防犯意識の向上や地域の防犯力を強化する必要があります。
- スマートフォンやインターネットを利用したサービスの普及により、特殊詐欺や住宅への侵入犯罪が巧妙化・凶悪化しているため、対応が必要です。

[消費者被害への対策・防止が必要]

- 高齢化の進展による高齢者の被害・トラブルの増加や、成年年齢の引き下げによる若年層への消費者被害も懸念されるため、対応が必要です。
- 社会のデジタル化により、インターネット上の被害・トラブルや、SNS をきっかけとした消費者被害・トラブルが増加しているため、対応が必要です。
- 災害時に便乗した悪質商法や不確かな情報の拡散が発生する恐れがあるため、注意喚起や啓発を行う必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
交通事故死者数及び交通事故重傷者数	交通安全等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実により、交通事故による死者数・重傷者数の減少を図る。
身近な道路を安心して歩行できていると思う市民の割合	道路環境の整備により、主に歩行者の視点から「市道を安全に歩行できている」と感じる市民の割合を増加させる。
市内の犯罪認知件数	防犯等に関する市民の意識醸成や地域活動の充実により、市内の犯罪認知件数の減少を図る。
消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識・行動している市民の割合	消費者被害に対する啓発等を推進し、「消費者被害・トラブルに遭わないよう日常的に意識したり行動している」市民を増加させることで、消費者被害の減少につなげる。
主な関連計画	
● 交通安全計画	

4 産業

2035（令和 17）年度に目指す姿

「はつかいちらしさ」を活かし、地域経済が 自立・発展するまち

- 地域経済が持続可能な形で地域の自立・発展を支えています。
- 観光客、地域住民、地域経済、地域環境がより良い形でまちと調和し、持続可能な観光地となっています。

施策方針

4 - 1

商工業の振興

施策方針

4 - 2

観光の振興

施策方針

4 - 3

農林水産業の振興

基本事業 4-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 4-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 4-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 4-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 4-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 4-3-2 ○○○○○○○○○○○

[関連 SDGs]



施策方針 4-1 商工業の振興

施策 の目的

- 働く人誰もが、多様な働き方を選択でき、安心して働きやすく・働き続けられている。
- 市内企業が経済的に発展している。
- 小規模事業者及び個人事業者が経済的に自立している。

課題

[安心して働くことができる環境の整備]

- 誰もが働きやすく、働き続けられるよう、安心して働くことができる環境の整備が必要です。

[産業基盤の強化]

- 企業の経営規模拡大に向けて、有効な土地を確保するための支援が必要です。
- 市内産業の活性化を図るため、新たな企業の誘致が必要です。

[市内企業の経営基盤強化]

- 経営基盤を強化するため、企業の生産性を高める必要があります。
- 企業の人手不足に対応するための支援が必要です。
- 新規事業進出支援、補助金情報の案内など、事業者の課題に合ったきめ細やかな支援を行う必要があります。

[小規模事業者等の経営基盤強化]

- 小規模事業者の経営強化のため、ノウハウ提供、商品開発支援、販路開拓支援など伴走支援が必要です。
- 小規模事業者の経営実態を把握し、事業承継などの適切な支援が必要です。
- 廿日市市の伝統文化に関する産業の維持・発展に取り組む必要があります。
- 新たなビジネスを創出するため、創業支援や企業間連携を促進する必要があります。
- 市民や観光客等による地域内消費を活性化させる必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
希望する働き方を実現出来ている市民の割合	安心して働くことができる環境づくりを推進することで、希望する働き方を実現出来ている市民の増加を図る。
市内全産業の業況 DI	市内企業の経済的な発展により、市内企業の景況の向上を図る。

主な関連計画

- 産業振興ビジョン
- 創業支援等事業計画

[関連 SDGs]



施策方針 4-2 観光の振興

施策 の目的

- 観光をきっかけに交流や消費が活性化されている。
- 観光客が快適に楽しく滞在できている。
- 市民が地域への愛着と誇り、ホスピタリティをもっている。

課題

[観光客の来訪・滞在と観光消費の拡大を促進する取組が必要]

- 滞在時間の延長につなげるため、体験コンテンツや食の充実が必要です。
- 宿泊観光客の増加につなげるため、早朝と夜の魅力づくりが必要です。
- 急増するインバウンドを消費につなげるため、体験コンテンツの磨き上げや高付加価値化が必要です。
- 安定した観光消費につなげるため、繁忙期と閑散期の平準化が必要です。
- 市内全域への周遊を図るため、地域資源の磨き上げやターゲットに向けた効果的な情報発信、交通アクセスの充実が必要です。

[観光の受け入れ体制整備が必要]

- 観光客の満足度・快適性の向上を図るため、デジタル技術の普及が必要です。
- 全ての人が安心して観光を楽しめるよう、ユニバーサルツーリズムの推進が必要です。
- 観光客の安全を確保するため、防災対策が必要です。
- コロナ禍後、不足している観光人材の確保が必要です。

[市民生活の質の確保が必要]

- 市民の満足度の向上を図るため、オーバーツーリズムの未然防止・抑制の促進が必要です。
- 国道2号線の渋滞対策として、駐車場の位置や空き情報の見える化が必要です。
- 観光地としての質の向上を図るため、マナー啓発の促進が必要です。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
観光客数	観光推進により、市全体の観光客数の増加を図る。
一人あたり観光消費額	周遊や滞在、宿泊の促進により、一人あたり観光消費額を増加し、市全体の観光消費拡大を図る。
観光客の満足度	観光客アンケートから、観光満足度を把握する。観光満足度の拡大により、観光消費や来訪のリピートにつなげる。
市民の満足度	市民アンケートから、生活への影響度や地域への誇りの有無などを調査する。オーバーツーリズムの未然防止・抑制等、観光の受け入れ体制を整え、市民の満足度向上を図る。

主な関連計画

- 観光振興基本計画

[関連 SDGs]



施策方針 4-3 農林水産業の振興

施策 の目的

- 地産地消が進み、市民、事業者が市内の農林水産物を意識して購入している。
- 産地や地域を支える担い手の育成が進んでいる。
- 原木の生産量が増えている。
- 事業者における森林の施業実績が増加している。
- 漁業生産額が維持できている。

課題

[農林水産物の販売促進と地産地消・地域内消費の推進が必要]

- 立地を活かした販売力を強化するため、産直市を核とした供給体制の充実や学校給食への市内産農産物の供給、特徴ある農産物のブランド化や販売促進を進めることが必要です。
- 農業や農村資源を活かした交流を促進するため、食育や農業体験などの地産地消の取組を進めることが必要です。

[農業者の生産性の向上と担い手確保が必要]

- 特徴ある農産物の生産拡大を進めるため、スマート農業技術の導入などの支援が必要です。
- 経営力の高い担い手を育成するための発展段階に応じた支援や、地域を支える多様な担い手を確保するための研修や支援制度の充実、定着促進策が必要です。
- 地域農業を維持するため、担い手への農地集積や次世代への経営継承の取組支援が必要です。
- 農業生産基盤の確保のため、農地・農業用施設を保全していく活動や有害鳥獣対策など個々の集落への支援が必要です。

[林業従事者の担い手確保と生産力向上が必要]

- 経営適地が不足しているため、適地の確保が必要です。
- 森林所有者の経営意欲が低下しているため、収益向上に向けた支援が必要です。
- 市産材の原木取扱量を拡大するため、基盤整備の支援や管理の仕組みが必要です。
- 林業従事者の担い手が不足しているため、後継者育成や新規就業支援が必要です。
- 森林施業に要するコストが増加しているため、効率的な施業方法の導入や支援が必要です。

[漁業の生産力向上が必要]

- 漁場環境の変化により、周辺海域の魚種の変化や生息数が減少しているため、資源管理や環境改善策が必要です。
- 漁港施設が老朽化しているため、計画的な整備や改修が必要です。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
市内の農林水産物を意識して購入している人の割合	地産地消に対する市民の意識を向上させることで、市内の農林水産物の消費拡大を図る。
産直市への出荷者数	新鮮で安全・安心な農産物を市民に提供するため、産直市を核とした供給体制の充実を図る。

原木生産量	林業の生産力向上により、原木生産量の増加を図る。
森林整備面積	森林整備面積を拡大し、林業の安定的な経営基盤の整備を図る。
漁業生産額	漁業の生産基盤向上により、漁業生産額を維持する。
主な関連計画 ● 農業振興ビジョン ● 林業振興ビジョン	

5 生涯学習・スポーツ・文化

2035（令和 17）年度に目指す姿

生涯にわたって自分らしく心豊かに暮らせるまち

- 学びやスポーツ・文化芸術を楽しむ環境が充実し、市民の誰もがいきいきと自分らしく暮らしています。

歴史や伝統文化を守り、活かし、伝えるまち

- 市民が、市の歴史や伝統文化に誇りと愛着を持ち、次世代へ継承しています。

施策方針

5 - 1

生涯学習の推進

施策方針

5 - 2

スポーツ・文化芸術の振興

施策方針

5 - 3

歴史や伝統文化の継承

基本事業 5-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 5-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 5-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 5-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 5-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 5-3-2 ○○○○○○○○○○○



施策方針 5-1 生涯学習の推進

施策 の目的

- 市民の多様なニーズに応じた学びの選択肢が増えている。
- 生涯学習を通じて人、活動、情報等の輪が広がっている。

課題

[生涯学習を通じた暮らしの豊かさの向上が必要]

- 人生100年時代において、生涯にわたって「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」学んだり、新たなことにチャレンジできる環境や機会の充実に取り組む必要があります。
- 市民センターや図書館などの社会教育施設を活用して、気軽に立ち寄れる居場所づくりや楽しいと感じる学びや活動の場づくりに取り組む必要があります。
- 個人の多様なニーズに対して、学びや活動に関する情報を届ける仕組みが必要です。
- 高齢化等の社会情勢の変化に伴い、地域活動の担い手不足や後継者不足が生じています。学んだ成果や経験を地域で生かしたり、新たなチャレンジを地域の課題解決につなげる仕組みや場づくりが求められています。
- 人間関係の希薄化が進んでいるため、地域における学びを通じて、人と人のつながりやかかわりを作り出すことが必要です。
- 地域課題が複雑化・重層化する中で、防災、福祉など多くの分野で学習活動を通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりが求められており、地域における人々の学びを総合的にプロデュースする社会教育人材の育成や活用が必要です。
- 生涯学習とまちづくりの拠点である市民センターが地域の学びと実践のプラットフォームとして機能することが求められています。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
学びたいことを学べる機会ややりたいことに挑戦できる機会がある市民の割合	生涯学習の推進により、教育機会の豊かさ（学びたいことを学べる機会がある）の割合の増加を図る。
学んだことを地域や社会に生かした市民の割合	地域社会の一員として、学んだことを地域や社会での活動につなげる。

主な関連計画

- 生涯学習ビジョン
- 市民センター活動方針（仮称）
- 教育振興基本計画
- 図書館基本計画

[関連 SDGs]



施策方針 5-2 スポーツ・文化芸術の振興

施策 の目的

- 市民が日常的に体を動かしている。
- 市民が日常的にスポーツに触れている。
- 市民が日常的に文化芸術に親しむ機会がある。

課題

[スポーツに親しむことができる環境の整備]

- 障がいのある人や子育て世代などスポーツにアクセスしづらい人への支援が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等への参加機会が減少しているため、スポーツに触れる機会を増やす取り組みが必要です。
- こどもの運動機会やスポーツへの関心が低下し、部活動を含め運動する場が減少傾向にあるため、環境の整備が必要です。

[スポーツを振興・活用する人材の育成が必要]

- スポーツを支える人の高齢化や固定化など、人材不足が進行しているため、新たな指導者の育成が必要です。
- 多様なスポーツ資源が広く認知されておらず、地域活性化につながっていないため、スポーツ資源の活用促進が必要です。

[文化芸術に親しむことができる環境づくり]

- 誰もが、鑑賞、創作、発表等の活動に気軽に参加できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 全国的な傾向として、インターネットの普及による生活様式の変化などにより、直接鑑賞する機会が減っています。これからの時代に対応した多様なライフスタイルや価値観に応える文化芸術の振興に取り組む必要があります。
- こどもの鑑賞や創作体験など文化芸術に触れる機会の減少や、体験格差を解消するために、こどもの頃から文化芸術作品の鑑賞や創作活動など体験の機会を充実していく必要があります。

[文化芸術の振興・活用]

- 本市にゆかりのある芸術家の活動や作品を市内外に発信するための取り組みを充実するとともに、芸術家や文化団体の活動を支援することが必要です。
- 豊かな自然や多彩な資源を有する本市において、文化芸術を活かした観光、まちづくり、国際交流等を推進するため、各分野と連携していくことが求められています。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
-----	-----

成人の週1回以上の運動・スポーツの実施率	スポーツに親しむことができる環境を整備することで、成人のスポーツ実施率を向上させ、日常的に体を動かす機会の向上につなげる。
ボランティアとしてスポーツ活動に参加した経験を有する人の割合	スポーツに関わる人材の育成を推進することで、スポーツ活動へのボランティア参加の増加により、スポーツに触れる機会の向上を図る。
日頃から文化芸術活動に親しむ市民の割合（鑑賞した人・自らが創作、発表、運営した人の割合）	文化芸術に親しむ、触れる機会が増加することで、文化芸術活動の「する、観る、支える」環境の充実を図る。
地域の文化的な環境に満足した市民の割合	文化芸術に親しむ、触れる機会が増加することで、「住んでいる地域の文化的な環境」の市民満足度向上を図る。
主な関連計画 ● 生涯学習ビジョン ● 教育振興基本計画 ● スポーツ推進計画	



施策方針 5-3 歴史や伝統文化の継承

施策 の目的

- 文化財が適切に保存・活用されている。
- 宮島の町並みが調和し、伝統的建造物が次代に継承されている。

課題

[文化財の現況把握と適切な保存が必要]

- 市指定文化財の現況を確認し、文化財台帳を更新する必要があります。
- 次世代へ継承すべき文化財を守るため、未指定文化財の把握調査を行う必要があります。
- 複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するため、関連文化財群や文化財保存活用区域を設定する必要があります。
- 埋蔵文化財を保存・活用するため、重要遺跡・重要考古資料の文化財指定や、これまでの発掘調査における出土品の整理作業を進める必要があります。
- 歴史や伝統文化に関する資料や情報を市民がより利用しやすくなるよう、収集や公開に努める必要があります。

[宮島の町並みや歴史、価値の継承]

- 外観が現代的に改修された伝統的建造物が多く、宮島町家特有の色彩や意匠が失われつつあるため、伝統的建造物の保全・修理を推進する必要があります。
- 伝統的建造物の保全・修理に必要な技能を有する技術者や職人が減少しているため、伝統的工法を次代へ継承する取組が必要です。
- 宮島における門前町としての成り立ちの歴史や伝統的建造物の特徴や価値などが、市民や来島者に十分認知されていないため、周知啓発するための場や機会が必要です。
- 急激な人口減少などにより、暮らしの中に信仰が息づく生活文化を次世代に引き継ぐことが難しくなっているため、地域ぐるみで継承の取組が必要です。
- 宮島の普遍的な価値を守り、後世に継承していくため、「宮島の歴史」の編さんを進める必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
新たに指定・登録された文化財の数	未指定文化財の調査により、新たな文化財指定や登録を進めることで、文化財を適切に保存・活用できる状態をつくる。
修理・修景工事が行われた伝統的建造物等の割合	宮島の町並みの保存・継承に向けて、修理・修景工事が行われた伝統的建造物等を増加させる。
伝建地区を認知している人、訪れる人の割合	伝建地区を含めた宮島の歴史や価値を認知できる場や機会を増やし、伝建地区の認知度を向上させる。

主な関連計画

- 教育振興基本計画
- 文化財保存活用地域計画
- 宮島町伝統的建造物群保存地区保存活用計画

- 宮島まちづくり基本構想
- 特別史跡及び特別名勝厳島保存管理計画（広島県）

6 都市基盤

2035（令和 17）年度に目指す姿

安全・安心で快適に暮らせる都市機能が充実しているまち

- 生活に必要な機能と住環境が整備され、市民が快適に暮らしています。

施策方針

6 - 1

拠点性を高めるまちづくりの推進

施策方針

6 - 2

地域公共交通ネットワークの構築

施策方針

6 - 3

住環境の整備促進

施策方針

6 - 4

道路ネットワークの構築

施策方針

6 - 5

上下水道の整備

基本事業 6-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-3-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-4-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-4-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-5-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 6-5-2 ○○○○○○○○○○○



施策方針 6-1 拠点性を高めるまちづくりの推進

施策の目的

- 各拠点(政策、地域)のにぎわいが創出されている。
- シビックコア地区において賑わいと魅力あるまちづくりが進められている。
- 宮島口地区が交通拠点として利便性の向上や快適な歩行空間等の形成が図られている。
- 各地域のまちなみに応じた景観が形成されている。

課題

[地域における拠点の強化・賑わいの創出が必要]

- 拠点の波及効果を高め、周辺の居住人口を増加させるためには、民間主導による建設を促進する必要があります。
- 多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、安全な歩行空間を含めた道路整備や、公共交通ネットワークの構築、公共交通利用率の維持・向上が必要です。
- 各拠点に誘導すべき施設(ハコモノ)の整備にあたっては、民間活力導入等による財政負担の軽減に加え、民間事業者による建設等を促進する必要があります。
- 居心地が良く、歩きたくなる拠点整備を進めるとともに、多様な主体が持続的に関与する取り組み・活動を通じて、賑わいを創出する必要があります。

[都市拠点の形成に向けた取組の推進が必要]

- 都市拠点の形成に向け、地域住民や関係者と丁寧な対話を重ね、合意形成を図る必要があります。
- 新機能都市開発事業などの大規模関連事業との連携や、国の財政支援制度の活用など、計画的な事業推進が必要です。

[地域のまちなみに応じた景観・緑化の形成推進が必要]

- 地域特有の景観形成に向けて、良好な景観資源を保全するとともに、各地域・地区に応じたきめ細やかな景観規制を行う必要があります。
- 宮島の歴史的・文化的な景観や、各地域特有の自然景観を保全するため、各施策と連携した景観及び緑化施策の推進が必要です。
- 良好な景観の形成や緑化の推進にあたり、庁内での横断的な施策展開を図るとともに、実現に向けた体制構築が必要です。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
拠点内の人流	拠点の賑わい創出を推進することで、人流(夜間人口、昼間人口)の増加を図る。
都市拠点の形成が進んでいると感じる市民の割合	シビックコア地区の「都市拠点形成に向けたまちづくりが進んでいると感じる」市民の実感向上につなげる。
居住地域における景観に対し愛着を感じる市民の割合	景観形成を推進し、「居住地域における景観に対し愛着を感じる」市民の実感向上につなげる。
主な関連計画	

- 都市計画マスタープラン
- 立地適正化計画
- 景観計画
- 緑の基本計画
- シビックコア地区（国道２号以南）まちづくり基本計画
- 宮島口地区まちづくり整備計画

[関連 SDGs]



施策方針 6-2 地域公共交通ネットワークの構築

施策 の目的

- 地域公共交通で円滑に目的地まで移動できる。
- 持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けて進展している。
- 地域等の多様な主体が共に地域公共交通を育む取組が増えている。

課題

[利便性の高い公共交通ネットワークの構築が必要]

- 拠点間及び拠点と居住地を結ぶ、利便性の高い地域公共交通ネットワークの構築が必要です。
- 地域の利用実態に応じた効率的な運行サービスの検討が必要です。
- 地域内バス運賃の均一化や、地域間移動の運賃のあり方について検討する必要があります。
- 市自主運行バスへの財政支出が増加しており、適正な財政支出の維持が必要です。

[市内地域公共交通の維持と効果的な運用のあり方の検討が必要]

- 利便性・効率性を向上させるため、デジタル技術を活用した取組が必要です。
- 誰もが利用しやすい地域公共交通環境を整備する必要があります。

[地域公共交通を支える取組の推進が必要]

- 地域公共交通の利用促進や周知を強化する必要があります。
- バス・タクシーの運転手が不足しており、公共交通を担う人材の育成・確保が必要です。
- 地域公共交通の担い手や体制の不足などを補うため、地域住民や民間事業者などとの連携・共創が必要です。
- 地域公共交通の維持に向けた支援策の拡充が必要です。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
地域公共交通で円滑に目的地まで移動できると感じる市民の割合	効果的な地域公共交通ネットワーク等を構築することで、「円滑に目的地まで移動できると感じる市民」の増加を図る。
地域公共交通に係る市の財政支出額	市の適正な財政支出により、持続可能な地域公共交通の維持に向けた取組を図る。
地域等が主体となって運行する取組数	地域等と共に地域公共交通の構築意識・意欲を醸成することで、地域等の多様な主体が運行する取組数の増加を図る。

主な関連計画

- 地域公共交通計画
- 地域公共交通利便増進実施計画



施策方針 6-3 住環境の整備促進

施策 の目的

- 放置される空き家が減少している。
- 市民のニーズにあった多様で良質な住まいが整っている。
- 市民が市内の公園を快適に利用できている。

課題

[空き家の適正管理の推進が必要]

- 市民の空き家問題に対する意識を向上させる取り組みが必要です。
- 空き家の管理や処分方法について、周知を強化し、知識の向上を図る必要があります。
- 中山間地域に立地する資産価値の低い流通困難な空き家への対応策を検討する必要があります。

[多様で良質な住まいの整備・流通が必要]

- 子育て世帯から高齢者世帯まで、全ての世帯が暮らしやすい住まいの提供が必要です。
- 住宅セーフティネット機能の確保と、長期的な視点による公営住宅等ストックの再編・整備を進める必要があります。
- 空き家や既存住宅の流通促進・有効活用の取り組みが必要です。

[公園の管理・活用の推進が必要]

- 公園の日常管理を担う人材が減少・固定化しているため、管理負担の軽減や新たな担い手の確保など対策が必要です。
- 地域のニーズに応じた公園施設の整備や、施設、樹木の計画的な点検による事故防止が必要です。
- 地域特性に応じた柔軟な公園利活用ルールを策定する必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
空き家の通報件数	空き家の適正管理を推進することで、放置される空き家の減少を図り、通報件数の減少につなげる。
今の住宅での生活に満足している人の割合	多様で良質な住まいの整備・流通を推進することで、「今の住宅の生活に満足している」市民の増加につなげる。
市内の公園が過ごしやすと思う市民の割合	公園の管理・活用の推進により、「市内の公園が過ごしやすと思う」市民の増加につなげる。

主な関連計画

- 住生活基本計画
- 空家等対策計画
- 緑の基本計画
- 市営住宅等整備計画・長寿命化計画



施策方針 6-4 道路ネットワークの構築

施策 の目的	● 市民が都市間をスムーズに移動できている。 ● 市民が道路を安全に通行できている。
課題	
[都市・地域間をスムーズに移動できる道路整備が必要] ● 市内における企業立地の促進、物流の効率化など企業の都市活動を支えるため、都市間を結ぶ幹線道路の整備促進を図り、道路ネットワークを強化する必要があります。 ● 慢性的な渋滞が発生する箇所や道路の線形が不良な箇所があるため、円滑な交通を確保し、日常生活や産業活動の基盤となる交通の利便性を高めていく必要があります。 ● 子どもや高齢者、障がいのある人が安全で快適に移動できる環境を整備する必要があります。 [道路等の適正管理が必要] ● 道路や道路構造物などの計画的な点検、修繕による予防保全の推進が必要です。 ● 橋りょうなどの長寿命化計画に基づく効果的・効率的な老朽化対策が必要です。	
施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
都市計画道路の整備率	道路整備率から計画的な道路整備が行われているかを進捗管理する。 （事業認可済み2路線（期間中完成予定の2路線）） 畑口寺田線5工区、筏津郷線2工区
道路に関する損害賠償 請求件数	安全な道路の整備、計画的な保全により、道路による損害賠償請求件数の減少を図る。
主な関連計画	
● 都市計画マスタープラン ● 橋りょう長寿命化修繕計画 ● トンネル長寿命化修繕計画 ● 道路附属物等長寿命化修繕計画	

[関連 SDGs]



施策方針 6-5 上下水道の整備

施策 の目的	● 都市の浸水防止が図られている。 ● 公衆衛生の向上が図られ、公共用水域の水質が保全されている。
課題	
[浸水対策の推進が必要] ● 雨水管理総合計画で定めた管理方針、段階的整備計画に基づき、浸水リスクのある地域の雨水施設整備の実施が必要です。	
[下水道施設の整備・適正管理が必要] ● 污水处理施設整備構想（アクションプラン）の目標達成に向けて、更なる未普及対策を進める必要があります。 ● 計画に基づいた老朽化施設の改築更新工事や、施設の耐震化・耐水化が必要です。 ● 下水道事業経営戦略に基づく経営基盤強化と財政マネジメントの向上が必要です。	
[水道施設の整備・適正管理、運営基盤の強化が必要] ● 清浄にして豊富低廉な水道水を持続的に供給するため、施設の整備や維持管理を適正に行い、水道事業の運営基盤を強化することが必要です。	
施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
浸水常襲地区の段階的対策が完了した箇所数	浸水常襲地区の段階的対策が完了した箇所数により計画的な浸水対策が行われているかを進捗管理する。
公共下水道の人口普及率	公共下水道の整備により、公共下水道が利用できる行政人口の割合の増加を図る。
主な関連計画	
● 雨水管理総合計画 ● 污水处理施設整備構想（アクションプラン） ● 下水道事業経営戦略	

7 環境

2035（令和 17）年度に目指す姿

自然と社会が共生できるまち

- 地域の自然資本が次世代に継承されています。

施策方針

7 - 1

自然と人が共生する社会の構築

施策方針

7 - 2

循環型社会の構築

基本事業 7-1-1 ○○○○○○○○○○○○

基本事業 7-1-2 ○○○○○○○○○○○○

基本事業 7-2-1 ○○○○○○○○○○○○

基本事業 7-2-2 ○○○○○○○○○○○○



施策方針 7-1 自然と人が共生する社会の構築

施策 の目的

- 自然と人が共生している。
- 地球にやさしい低炭素社会が実現している。

課題

[自然環境・生物多様性の保全に向けた意識醸成が必要]

- 自然環境について学ぶ機会を提供し、身近な自然を大事にする意識を高める必要があります。
- 生物多様性の状況を伝えるために、見える化が必要です。
- 自然資本（生物多様性）の保全について、社会経済活動とのつながりが実感できず、何をすれば良いか分かりにくいため、なるべく分かりやすく伝える工夫が必要です。
- ラムサール条約登録湿地に登録されているものの認知度が低く、知ってもらう必要があります。
- 特定外来生物による影響とそれらへの対応について、理解を広める必要があります。

[低炭素社会の構築に向けた意識醸成や取組の支援が必要]

- 地球温暖化について学ぶ機会を提供する必要があります。
- 建物の ZEB、ZEH 化、太陽光パネルや蓄電池の導入、電動車への切替えなど、導入コストがかかるため普及が進まないことから支援が必要です。
- 更新や新設のタイミングであっても、コスト増だけで無く煩わしさを理由に、取り組まないケースが見られることから、積極的に取り組む気運を高めるような支援、普及啓発が必要です。
- 地域内の再生可能エネルギー電源を増やしても、送電ネットワークの容量の関係で、送電に制限がかかってしまうケースもあるので、自家消費を進める取組が必要です。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
市域における保全されている土地の面積	国立公園、国定公園などの法的に守られている保護地域に加えて、法的な保護地域ではないものの効果的な保全が行われている場を OECM に登録する等で、自然環境の保全を図る。
市域における民生部門の二酸化炭素排出量	地球温暖化対策の推進等により、二酸化炭素排出量の削減につなげることで、低炭素な社会の実現に寄与する。
自然環境が守られていると思う市民の割合	自然環境や生物多様性の保全、ゼロカーボンの推進などについて、多様な主体と協働により取り組むことで、市民意識の醸成を図る。

主な関連計画

- 環境基本計画
- 地球温暖化対策実行計画



施策方針 7-2 循環型社会の構築

施策の目的

- 地域がきれいで暮らしやすい状態を維持している。
- ごみの排出抑制やリサイクルを推進し、環境に配慮した循環型社会が構築されている。

課題

[生活環境の保全、循環型社会の推進が必要]

- 人目につきにくい場所では不法投棄が発生しやすく、生活環境の悪化につながるため、関係機関と連携し、不法投棄の未然防止・早期発見に向け対策を講じる必要があります。
- 公害に関する相談が毎年複数件寄せられているため、対策を講じる必要があります。
- 瀬戸内海沿岸の漂着ゴミが問題となっており、海洋プラスチックが自然環境に悪影響をもたらしているため、対策が必要です。
- 簡易専用水道、専用水道、飲用井戸について、管理が不適切な場合、利用者の健康や日常生活に直接影響を及ぼすため、安全で衛生的な水が供給されるよう管理者に対しての周知、指導等が必要です。
- 犬、猫による排泄物や不適切な餌やりに関するトラブルが毎年複数件寄せられており、飼い主への適正飼養の啓発や、特定の飼い主のいない猫などへの対策が必要です。
- 使用者不明の墓所の発生や地元管理墓地の管理組合の高齢化等により、墓地の維持管理に支障が生じる恐れがあり、対策が必要です。
- 高齢化により、火葬件数の増加が見込まれ、安定的な火葬業務に支障を来さぬよう、建物や火葬炉の改修等の必要があります。
- 生産や消費の過程でリデュース、リユース、リサイクル等を行い、天然資源の消費や廃棄物の発生を抑制する必要があります。

[ごみの減量・資源化の推進に向けた取組が必要]

- ごみの排出量は減少傾向にありますが、更なる資源化と環境負荷の低減を図るため、市民や事業者と連携し、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減、資源化に取り組む必要があります。

[廃棄物の適正処理の推進に向けた取組が必要]

- 廃棄物処理施設の安全で安定した稼働を確保するため、処理施設の適正管理を行うとともに、ごみの排出者や処理業者への啓発や指導を行う必要があります。

施策の進捗状況を確認する指標

指標名	考え方
市民 1 人 1 日あたりの ごみ総排出量	ごみの適正処理の推進によって、ごみの排出量の減少につなげ、地域がきれいで暮らしやすい状況の実現を図る。
家庭でごみの減量化・再 資源化に取り組んでいる割合	家庭でごみ減量化・再資源化に取り組んでいる割合を向上させることで、ごみ排出量を削減、再資源化を促進する。

主な関連計画

- 環境基本計画
- 一般廃棄物処理基本計画

8 地域づくり・人権・多文化共生

2035（令和 17）年度に目指す姿

誰もが学び、つながり、活躍することで、地域らしさをともに守り創れるまち

- 幅広い世代と多様な主体が参画し、地域のニーズや課題を捉え、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりが進んでいます。

誰もが他者との違いを認め合い、安心して暮らせるまち

- 市民一人ひとりが多様性を理解し、自分らしく暮らしています。

施策方針

8 - 1

地域づくりの推進

施策方針

8 - 2

人権・男女共同参画の推進

施策方針

8 - 3

多文化共生・国際交流の推進

基本事業 8-1-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 8-1-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 8-2-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 8-2-2 ○○○○○○○○○○○

基本事業 8-3-1 ○○○○○○○○○○○

基本事業 8-3-2 ○○○○○○○○○○○



施策方針 8-1 地域づくりの推進

施策の目的	● 市民がまちづくりに興味を持ち、積極的にまちづくり活動に参加している。 ● 多様な主体が協働してまちづくり活動に取り組んでいる。
課題	
[地域のまちづくりに参加する人づくり・支え手づくり] ● まちづくり活動に関わる人が固定化、高齢化し、活動の担い手が不足しているため、幅広い世代の参加（人づくり）、各種団体・事業者等の多様な主体との協働（支え手づくり）を促進させ、持続可能なまちづくり活動につながる支援が必要です。 ● 幅広い世代が地域のまちづくり活動へ参加するため、生涯学習を推進し、近い世代同士や身近な困りごと等の共通のテーマを話し合える場づくり等を通して、学んだ成果をまちづくり活動につなげる仕組みが必要です。 ● 多様な主体が地域のまちづくり活動へ参加するため、多様な主体と地域自治組織の互いの活動、ニーズや課題等を共有する場の創出、活動支援等の充実が必要です。	
[地域運営の視点、取り組みの強化] ● 持続可能な地域のまちづくりに向けて、地域自治組織等の行事や会議の棚卸し、役員等の業務負担を軽減する等の組織運営の見直しや、多様な主体との協働の促進により新たな発想による地域課題の解決等の取り組みにつながる仕組みが必要です。 ● 世界遺産を有し、多くの人々が訪れる宮島地域では、まちづくりの道標として位置づけた宮島まちづくり基本構想を推進するため、宮島に関わる全ての人々が参加でき、一体となってまちづくり活動に取り組むことができる組織づくりが必要です。 ● 特に過疎地域等では、急激な人口減少や高齢化による担い手不足が進んでおり、地域運営の視点で、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりの取り組みが必要です。	
[持続可能なまちづくりに向けた中間支援の強化] ● 地域自治組織と多様な主体との協働の促進を図るため、互いがつながるネットワーク機能を強化する必要があります。 ● 地域自治組織や多様な主体等が困りごとや課題を相談できる機能を充実させる必要があります。 ● 地域自治組織と多様な主体等の協働を促進させるため、先進事例や成功事例の発信や共有を図り、連携の重要性についての意識を醸成する必要があります。	
施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
地域主体の活動（運動会、とんど、秋祭りなど）に参加している市民の割合	市民主体のまちづくり活動を推進することで、住んでいる地域のまちづくり活動への関心度合い、参加の状況についての向上を図る。

多様な主体が協働して、地域のニーズや課題の解決に向けて取り組んでいると感じる市民の割合	多様な主体との協働を推進することで、協働によるまちづくりの浸透を図る。
主な関連計画 ● 協働によるまちづくり推進計画 ● 中山間地域振興ビジョン（仮称） ● 宮島まちづくり基本構想 ● 生涯学習ビジョン ● 市民センター活動方針（仮称）	



施策方針 8-2 人権・男女共同参画の推進

施策 の目的	● 市民の人権尊重意識が向上している。 ● 性別にかかわらず働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じる市民が増えている。
課題	
[市民の人権尊重の意識醸成が必要] ● 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、犯罪被害者やその家族、インターネット上の人権侵害、性的少数者など、多様な人権課題が存在しており、継続的な啓発活動が必要です。 ● 人権教育・啓発の対象は、こどもから高齢者まで幅広いため、効果的かつ継続的な方法により、市民の人権尊重の意識を向上させる必要があります。 [男女共同参画社会の推進が必要] ● 男女が、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）にとらわれることなく活躍でき、安全・安心に暮らせるよう意識づくりや広報・啓発活動を行う必要があります。 ● 男女が互いに協力し、支え合い、仕事と生活を調和させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、多様な価値観やライフスタイルに対応しつつ、性別にかかわらず誰もが個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に主体的に参画し、共に活躍できる環境づくりの取組を進める必要があります。 ● 将来にわたって活力ある豊かな地域社会を持続させるためには、多様な人材の能力の活用や多角的な視点の導入などの観点から、引き続きあらゆる分野の方針決定過程、話し合いの場に女性の参画を進めていくことが必要です。 [安心して暮らせる環境の整備が必要] ● 男女ともに生涯を通じて健康な生活を送れるよう、ライフステージに応じた健康教育、健康診査、相談体制の充実を図る必要があります。 ● 男女間の暴力を防止し、暴力を許さない意識啓発・各種法律・制度の周知を図ると共に、暴力を受けた人への相談体制の整備、支援の充実を図る必要があります。 ● 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻などの困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援が必要です。 ● 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する市民等の理解を増進する取組を行っていく必要があります。	
施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
自分や周りの人の人権を尊重しながら生活している市民の割合	人権尊重の意識醸成により、「自分や周りの人の人権を尊重しながら生活している市民」の増加を図る。

性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民の割合	男女共同参画社会の推進により「性別にかかわらず、働き方や暮らし方を自分らしく選択できていると感じている市民」の増加を図る。
市の審議会等における女性委員の占める割合	市の方針決定過程において多様な意見を反映するためには、審議会などにおける男女比の均衡を図る必要があると考え、その参画率の状況を測定する。
主な関連計画 ● 男女共同参画推進プラン（仮称） ● 人権教育・人権啓発指針 ● 人権推進事業計画	



施策方針 8-3 多文化共生・国際交流の推進

施策 の目的	● 外国人住民と日本人住民が共に生活する中でお互いにコミュニケーションを図ることができる。 ● 市民の間に、多文化共生の考え方が芽生えている。 ● 国際交流活動に参加する人が増えている。
課題 [外国人住民等に対する地域でのコミュニケーション支援を行うことが必要] ● はつかいち外国人相談センターの役割を含めた広報の拡大が必要です。 ● 外国人住民に対する効果的な情報提供方法を確立するため、SNS の活用など、周知方法を検討する必要があります。 ● 外国人住民が増えていく中で、地域日本語教室を支える日本語学習支援者を確保するため、研修の機会と内容をより充実させる必要があります。 ● 外国人住民と日本人住民にお互いの文化や習慣を知る場でもある地域日本語教室を広く周知する必要があります。 ● 市民に対して、「やさしい日本語」を周知するため、広報や学ぶ機会の提供が必要です。 ● 外国人住民の人口や国籍の変化を把握し、多言語化する必要のある言語等を庁内で共有し、多言語化を進める必要があります。 [多文化共生への理解醸成が必要] ● 外国人住民と日本人住民がお互いの文化や習慣を理解できるような取組を様々な機関と連携して行う必要があります。 [国際交流活動の周知・促進が必要] ● 国際交流に関するボランティアの活動の場を増やすとともに、活動状況等を発信する必要があります。 ● 市民に対して、姉妹都市交流や国際交流事業全般に関する情報提供が必要です。	
施策の進捗状況を確認する指標	
指標名	考え方
生活する中で外国人住民とコミュニケーションできていると感じる市民の割合	外国人住民等に対するコミュニケーション支援等の推進により「生活する中でコミュニケーションが問題なく行われている」と感じる外国人住民・日本人住民の増加を図る。
多文化共生の必要性を感じる市民の割合	多文化共生への理解醸成を推進し、「多文化共生の必要性を感じる」市民の増加を図る。
国際交流活動をしている市民の割合	国際交流活動の周知・促進により、国際交流活動をしている市民の増加を図る。
主な関連計画	
● 国際化・多文化共生推進プラン	

9 行財政運営の推進

次期行政経営改革指針に基づく行財政運営の取組について記載します。

※令和7年7月以降に総合計画へ掲載予定